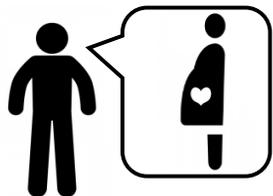


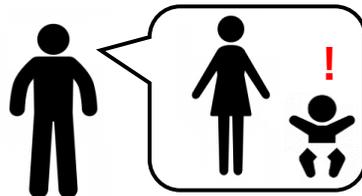
令和6年中に扶養親族が増えた場合

例 こどもが生まれたことで、扶養親族が増加した場合

令和5年の扶養状況



令和6年の扶養状況



推計所得税額 50,000円

定額減税可能額 60,000円

※所得税分のみ

当初調整給付額 10,000円

※所得税定額減税額=(本人+同一生計配偶者+扶養親族)×3万円

所得税額(実績) 50,000円

定額減税可能額 90,000円

※所得税分のみ

不足額給付時調整給付額 40,000円

差額の3万円を不足額給付として給付

※端数は1万円単位に切上げ

※個人住民税の定額減税額は令和5年12月31日時点の状況で判定する

【解説】令和5年の扶養状況は1人(妻)だったため、所得税分みの定額減税額は6万円(本人+同一生計配偶者1人)×3万円)となるが、その後令和6年中に子どもが生まれ、扶養人数が1人増えたため、所得税分みの定額減税額が9万円(本人+同一生計配偶者1人+扶養親族1人)×3万円)となった場合。

本ケースでは、令和5年所得に基づく推計所得税額が5万円、定額減税額が6万円で調整給付は1万円に対して、令和6年の所得税額(実績)が5万円、定額減税可能額が9万円となったことで、調整給付(実績)は4万円となる。これより、調整給付1万円と調整給付(実績)4万円の差額の3万円が不足額給付として給付されます。

(注意) 個人住民税の定額減税額は令和5年12月31日の状況で判定するため、令和6年中に扶養親族数に変更があった場合でも、その額は変動しません。